

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	尾野 弘
登録番号又は法人番号	16320985
所属する単位会	島根県行政書士会
事務所名称	尾野法務行政書士事務所
事務所所在地	島根県江津市都野津町2326番地9 エルカーサ森脇102
処分年月日	令和元年9月10日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>本会浜田支部の会計担当を務めていた平成30年度に同支部の会費を私的に流用した。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第10条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>第13条（会則の遵守義務） 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>日本行政書士会連合会会則 第59条（責務） 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>第60条（品位保持） 単位会の会員は、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。</p> <p>第62条（法令、会則の遵守等） 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</p> <p>島根県行政書士会会則 第96条（会員の処分） 本会は会員が法、施行規則又は島根県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。 2 本会は前項の処分を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問し、処分を適当と認めるときは、理事会の議決を得てこれを決定しなければならない。なお、綱紀委員会は必要が</p>

あると認めるときは、事実の調査を行うことができる。

3 前項の処分をしようとするときは、当該行政書士に弁明の機会を与えなければならない。

第96条の2（個人会員の処分の種類）

個人会員に対する処分は次のとおりとする。

- 一 訓 告
- 二 1年以内の会員の権利の停止
- 三 廃業の勧告